

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の提供区域の設定について

【基本指針における定義】

- 「地理的条件」、「人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を定めることになっています。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることが重要である。

事業		提供区域と考え方	
教育・保育施設	認定こども園 幼稚園 保育所	市内全域	保護者が比較的負担感なく送迎でき保護者や子どもが利用しやすい。既存施設を効率的に活用でき、需給調整がしやすいため。
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	市内全域	
時間外保育（延長保育）事業		市内全域	教育・保育施設での利用となるため。
放課後児童健全育成事業		小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする。
子育て短期支援（ショートステイ）事業		市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業		市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業		市内全域	教育・保育施設での利用となるため。
病児・病後児保育事業		市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援（ファミリー・ヘルプ・センター）事業		市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援に関する事業		市内全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。

